

Ⅲ 出資法人の経営管理について

第1 監査の概要

1 監査の種類

監査の種類は、地方自治法（昭和22年4月17日 法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第2項に基づく「包括外部監査」である。

2 監査の対象と選定した理由

(1) 監査の対象

監査の対象としたのは、以下に掲記した「出資法人の経営管理について」である。

- ① 財団法人川崎市産業振興財団
- ② 川崎地下街株式会社
- ③ 川崎冷蔵株式会社

(2) 選定した理由

経済局の執行する産業行政に関連した事業を行っている出資法人には、以下に掲記した法人がある。

① 財団法人川崎市産業振興財団

財団法人川崎市産業振興財団の平成16年度決算書（平成17年3月期）「収支計算書総括表」によると川崎市から約3億円の補助金を受けて、(ア) 経営支援事業、(イ) 新事業創出支援事業、(ウ) 情報推進事業、(エ) 人材育成事業、(オ) その他諸種の事業を行っている。

平成16年度決算では、収支差額が253千円の赤字となっていて、次期繰越収支差額はわずか674千円しか残されていない。

なお、同財団の会計は、一般会計のほかに「会館管理受託事業特別会計」と「新産業創造センター事業特別会計」がある。いずれの特別会計も収入規模は1億円強（平成17年3月期）である。

② 川崎地下街株式会社

川崎地下街株式会社の第47期報告書（平成17年3月期）によると平成12年度（第43期）から平成16年度（第47期）にかけての5年間の営業収益は、27億円

から 31 億円へと順調に推移しているように見られる。しかし、負債総額は 196 億円にも上っている。営業収益の 6.3 倍の負債を抱えていることになる。

同報告書「会社に対処すべき課題」は、景気の踊り場局面が長期化する懸念もあり、個人消費も本格的な回復に至らないと予測されることから、経営環境は引き続き厳しい状況が続くものと思われまます。」と記載している。

③ 川崎冷蔵株式会社

川崎冷蔵株式会社の第 24 期報告書（平成 17 年 3 月期）によると平成 12 年度（第 20 期）から平成 16 年度（第 24 期）にかけての 5 年間の営業収益は、ほぼ 5 億円で推移している。同報告書「営業の概況」は、「本格的な競争時代を迎える中で取扱高、取扱量の減少、販売力の低下などといった傾向がみられること、さらには、消費者の食の意識変化に伴う多品種、少量化等といった収益を圧迫する要因が重なって起きていることなど、極めて厳しい状況に置かれています。」と報告している。

さらに「会社に対処すべき課題」では、「時代の要請に応じたきめ細やかなサービスを提供すること、経費の徹底的な節減に努めること、そして 3 号棟建設資金の返済資金の対応が重要な課題であります。」と記載している。

以上に掲記した出資法人は、経済局が執行している行政政策に関連した重要な法人であると考えた。そこで「これらの法人が行っている事業が、法第 2 条第 14 項および第 15 項の規定の趣旨を達成するように実施されているかどうかについて監査する必要がある。」と認めたために「経済局の執行する産業行政に関連した事業を行っている出資法人の経営管理について」を、監査テーマすなわち「特定の事件」として選択した。

なお、監査対象とした出資法人に対する川崎市の関与状況は、次の（表）のとおりである。

（表）出資法人に対する関与状況一覧表（平成 18 年 4 月 1 日現在）

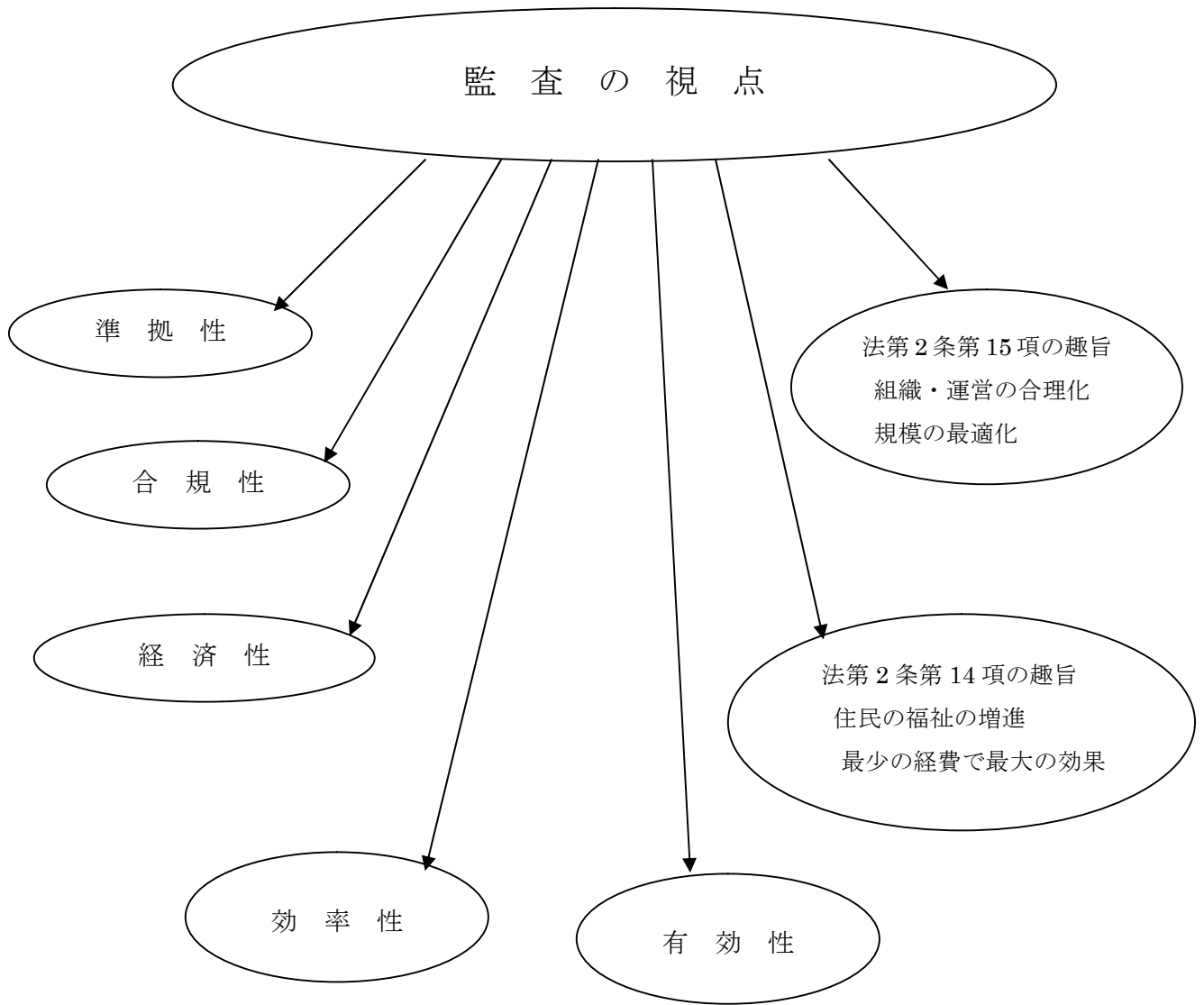
番号	団体名	基本財産・資本金等	出資等の割合	摘要	
				員数	割合
1	財団法人川崎市産業振興財団	100,000 千円	100.0%	14(5)人	35.7%
2	川崎地下街株式会社	5,000,000 千円	42.85%	14 (5)人	35.7%
3	川崎冷蔵株式会社	50,000 千円	80.00%	9(3)人	33.3%

（注） 1 「摘要」は理事・監事・取締役および監査役等の役員数並びに同役員数に対する川崎市の管理職の員数（元管理職の員数を含む）の割合である。

2 （内書）は市の関係者（元管理職の員数を含む）である。

3 監査の視点

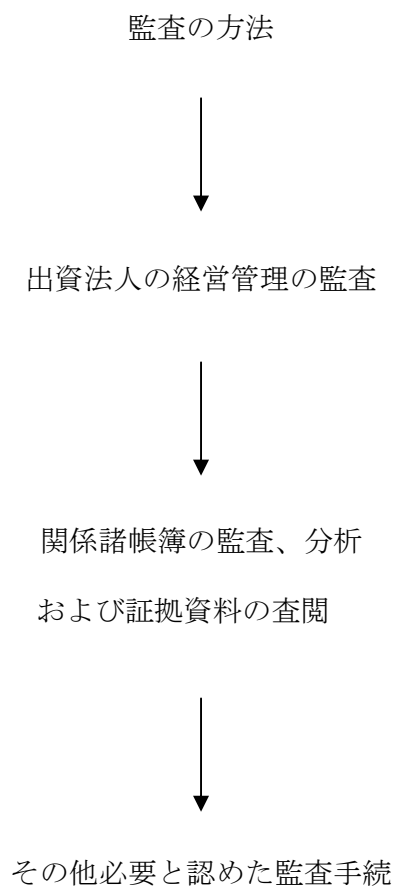
「監査の視点」は、以下のとおりである。



4 監査の方法

この監査に当たっては「出資法人の経営管理が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか」について、法第2条第14項および第15項の趣旨に則り、最少の経費で最大の効果をあげるように実施されているか、また、組織および管理の合理化に努めているかに意を用いて、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿および証拠書類との照合並びに現場視察等を実施したほか、外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

監査方法の概略は、以下に示したとおりである。



5 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 守屋俊晴

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 秋坂朝則 公認会計士 後藤由紀子

公認会計士 秋山正仁 公認会計士 石田清絵

公認会計士 岡本進

弁護士 小林力 弁護士 湯川将

税理士 沈賢伊

法政大学教授 菊谷正人

米国税理士 成田元男

6 監査期間

監査対象団体について、実地に監査した期間は、平成18年7月4日から平成18年10月13日までの期間である。

7 外部監査人の独立性（利害関係）

川崎市と包括外部監査人および補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

第 2 監査対象団体の事業概要

1 財団法人川崎市産業振興財団

(1) 財団法人川崎市産業振興財団の事業概要

財団法人川崎市産業振興財団（以下「産業振興財団」という）は、主として、以下の事業を行っている。

ひとつ目は「起業支援・中小企業の新事業・新分野進出支援事業」である。

① ビジネスオーディションの実施事業

この事業の具体的な内容は、ビジネスオーディションの実施であり、起業および新分野進出の支援を目的として、年 7 回、プランの募集を行い、また、審査をし、その結果を発表している。

② 起業家育成講座・元気企業発掘調査事業

この事業では、起業マインド・起業実務醸成のための起業家塾を開催したり、地域起業家の発掘調査を行っている。そして産業振興会館内に SOHO 施設を設置し、運営している。SOHO 施設は、大体 7~10 m²程度の広さで、現在 8 社が入居している。

③ K B I C(かわさき新産業創造センター)の運営

この事業の目的は、新たな産業の創出による地域経済の活性化を目指すもので、起業家精神を持った個人や新事業進出を目指す企業の創業を支援し、または、成長を支援していくものである。平成 18 年 8 月現在、21 社の企業と 7 つの大学等研究室が入居している。

④ 産学の情報交流促進事業

この事業の具体的なものとしては、以下のことを行っている。

ア 産学連携ニュースレターの発行

イ 技術シーズ提供セミナーの開催

ウ テクノトランスファー(技術見本市会場)での産学連携コーナーの開設

⑤ 産学連携・試作開発プロジェクト事業

この事業では、市内の中小企業（製造業）17 社および 15 の大学・研究機関をもって産学官（産学公ともいう）ネットワーク交流会を開催したり、企業の見学ツアーを実施したりしている。

⑥ 産業クラスター拠点事業

国や支援機関、民間専門家とともに、直接企業を訪問して、新規事業展開に関する問題解決のための出張型ワンストップサービスを実施している。

ふたつ目は「中小企業の経営支援・人材育成支援事業」がある。

① 産業情報提供・交流事業

この事業としては、情報誌「産業情報かわさき」の発行並びにインターネットによる産業情報を発信している。

② 技術交流会の運営・人材育成事業

この事業としては、新分野・新技術支援研究会の運営並びに経営人材育成等に関するセミナーを行っている。

③ 実務経験のある専門家による経営支援事業

中小企業者の抱える課題解決、新規開業等について無料相談を行ったり、民間の専門家を企業の技術課題、経営問題等の解決のために派遣したりしている。ただし、派遣については、一部は企業側の負担としている。

④ 中心市街地活性化事業

この事業は「川崎駅周辺市街地タウンマネージメント構想」に基づきTMO（タウンマネージメント機関）の運営のほか、諸種の活性化事業を推進していくものである。

⑤ 新産業政策研究事業

この事業では「新産業政策研究所」の運営および「産業経済の調査研究」を行っている。

みつつ目は「産業支援施設の維持管理・施設の提供」がある。ここでは、二つの事業に区分して実施している。

① 川崎市産業振興会館

② かわさき新産業創造センター

(2) 5年間の貸借対照表と収支計算書のすう勢表

5年間の貸借対照表のすう勢を示すと、次の(表)のとおりである。

(表) 貸借対照表のすう勢表

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産の部					
流動資産					
現金預金	35,207	27,525	48,056	63,562	21,530
未収金	22,099	26,307	18,390	10,525	36,998
その他	568	207	241	364	825
流動資産合計	57,875	54,039	66,687	74,451	59,353
固定資産					
(1) 基本財産					
基本財産特定預金	1,318	1,318	1,318	1,318	1,318
投資有価証券	98,682	98,682	98,682	98,682	98,682
(2) その他の固定資産					
什器備品等	27,787	21,988	16,697	9,203	5,279
退職給与引当特定預金	26,440	29,330	25,915	28,711	31,552
固定資産合計	154,227	151,317	142,612	137,914	136,832
資産合計	212,102	205,357	209,299	212,365	196,185
負債の部					
流動負債					
未払金	44,591	47,205	61,498	69,715	54,598
その他の流動負債	5,876	4,815	4,262	4,063	4,245
固定負債					
退職給与引当金	26,440	29,330	25,915	28,711	31,552
負債合計	76,907	81,349	91,675	102,488	90,395
正味財産の部					
正味財産	135,194	124,007	117,624	109,877	105,790
(うち基本金)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
(うち当期正味財産増減額)	22,706	△11,187	△6,383	△7,747	△4,088
負債・正味財産合計	212,102	205,357	209,299	212,365	196,185

貸借対照表のすう勢表を見ると、特に大きな変化は見られない。

つぎに、5年間の収支計算書のすう勢を示すと、次の（表）のとおりである。

（表）収支計算書のすう勢表（収入の部）

（単位：千円）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入の部					
1 基本財産運用収入					
(1) 基本財産利息収入	1,667	1,665	1,665	1,665	1,833
2 事業収入					
(1) 経営支援事業収入	1,680	1,262	1,841	1,904	5,620
(2) 新事業創出支援事業収入	7,559	19,077	5,365	3,758	3,878
(3) 情報推進事業収入	25,404	28,238	25,247	6,779	4,302
(4) 技術振興事業収入	9,224	7,721	5,780	7,373	8,222
(5) 人材育成事業収入	37,897	17,198	15,555	11,257	11,535
(6) その他事業収入	17,446	13,547	4,886	4,612	5,828
事業収入合計	99,210	87,043	58,674	35,683	39,385
3 補助金等収入					
(1) 川崎市補助金収入	376,927	348,498	339,423	331,327	277,038
(2) その他補助金等収入	7,694	11,862	17,408	3,522	18,836
補助金等収入合計	384,621	360,360	356,831	334,849	295,874
4 負担金（民間）収入		3,343	1,029		1,170
5 雑収入	642	286	166	2,080	1,482
6 特定預金取崩収入			6,156		
7新産業創造センター事業収入			79,107	75,575	76,153
8会館管理受託事業収入	67,149	136,072	133,734	131,795	131,907
当期収入合計	553,289	588,769	637,361	581,647	547,804
前期繰越収支差額	9,305	7,407	2,020	927	674
収入合計	562,595	596,176	639,381	582,575	548,478

収支計算書のすう勢表（収入の部）を見ると、いくつかの変化が現れている。

① 情報推進事業収入と人材育成事業収入とが大きく減少している。

- ② 川崎市補助金収入が1億円ほど減少している。
- ③ 新産業創造センター事業が、平成15年度から立ち上がっている。
- ④ 会館管理受託事業収入が平成14年度から伸びている。

(表) 収支計算書のすう勢表 (支出の部)

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
支出の部					
1 事業費					
(1) 経営支援事業費	43,536	36,179	33,712	33,548	32,560
(2) 新事業創出支援事業費	92,224	40,905	31,347	22,675	15,924
(3) 産学連携推進事業費	19,342	9,159	4,004	4,617	17,359
(4) 情報推進事業費	35,322	37,571	38,979	17,468	14,163
(5) 技術振興事業費	14,786	9,521	7,496	8,227	9,068
(6) 人材育成事業費	45,834	32,401	20,806	14,701	18,830
(7) 事業人件費	152,947	160,514	160,008	168,811	137,457
(8) その他事業費	26,465	66,531	36,950	17,745	20,035
事業費合計	430,456	392,781	333,302	287,792	265,396
2 管理費					
(1) 人件費	30,859	41,094	42,532	38,110	28,703
(2) その他管理費	21,837	21,319	21,773	18,771	17,529
管理費合計	52,696	62,413	64,306	56,881	46,232
3 固定資産取得支出			588	649	504
4 特定預金支出	2,677	2,890	2,741	2,795	2,842
5 新産業創造センター事業費					
(1) 新産業創造支援事業費			24,997	26,900	27,274
(2) 施設管理受託事業費			78,785	75,088	73,813
新産業創造センター事業合計			103,783	101,988	101,087
6 会館管理受託事業費	67,149	136,072	133,734	131,795	131,907
7 商業振興特別事業費	2,210				
当期支出合計	555,188	594,156	638,453	581,900	547,968
当期収支差額	△1,898	△5,387	△1,092	△253	△164
次期繰越収支差額	7,407	2,020	927	674	510

収支計算書のすう勢表（支出の部）を見ると、以下のような変化がある。

- ① 新事業創出支援事業費が、傾向的に大きく減少（経費軽減）してきている。ただし、対応する収入のほうはあまり変化を示してはいない。
- ② 情報推進事業収入と情報推進事業費、いずれも減少しており、事業規模を小さくしていることが伺われる。
- ③ 新産業創造センター事業は、平成 15 年度から立ち上げているが、事業費が事業収入を相当程度うまわっていて、赤字になっているが、赤字分は川崎市からの補助金で補っており、ゼロ決算にしている。
- ④ 会館管理受託事業収支は、ゼロ決算にしている。

2 川崎地下街株式会社

(1) 川崎地下街株式会社の事業概要

① 地下街会社の経緯

川崎地下街株式会社（以下「川崎地下街」という。）は、昭和 33 年 4 月 18 日に純然たる民間会社「川崎開発興業株式会社」として設立された。

昭和 46 年にいたり、当時の株主 26 人（出資総額 9,750 万円）中 23 人分を川崎市が肩代わりし、また、昭和 51 年 12 月 22 日に会社の商号を現在の「川崎地下街株式会社」に変更して現在に至っている。

② 地下街建設（事業）目的の変遷

昭和 52 年 9 月 2 日に「公共地下歩道、地下公共駐車場等の建設・管理を主体とする事業」として、その建設目的を公共目的に改め「川崎市の都市再開発事業」の一翼を担うことになった。

この時の建設目的の具体的な内容は、以下のとおりである。

ア 立体的な人・車分離による歩行者の安全性を確保すること

この事業は、川崎駅東口広場地下街公共地下歩道整備事業（昭和 60 年 2 月 8 日付けで都市計画法に基づく川崎都市計画道路として事業認可）である。

イ 地下公共駐車場の建設による川崎駅前東口地区の駐車場不足を緩和すること（設置義務台数 84 台に対して 380 台設置）

この事業は、川崎駅東口広場地下街公共地下駐車場整備事業〔昭和 60 年 2 月 8 日付川崎都市計画駐車場事業（第 1 号川崎駅東口地下駐車場）として事業認可を受けて建設された路外駐車場〕である。

ウ 川崎市のイメージチェンジを図ること

この事業は、「明日の川崎市を象徴するに足る明るく楽しい地下都市」を作る事業である。

エ 川崎市の商業活性化に寄与

この事業は、近隣商業施設や商店街とともに商業集積相乗の効果を高め川崎市民の他都市への購買力の流出を復元および川崎駅周辺の回遊性の向上を図る事業である。

③ 地下街事業（プロジェクト）の性格と位置付け

地下街事業は、総事業費 445 億円を投じて行われた。そのうち 141 億円（工事費の 31.5%）は川崎市および神奈川県による出資・補助・貸付金によって賄われ

ている。この事業の目的は、政令指定都市「川崎市」の表玄関に、(ア) 公共地下歩道、(イ) 地下公共駐車場等の公共施設の整備を主体とした川崎駅東口広場の立体的総合利用を行い、併せて商業振興の一環として大規模商業施設を併設する地下街を建設し、かつ、運営管理することにある。

基本的な事業（財務的）スキームとしては、公共地下歩道、地下公共駐車場の不・非採算事業を商業施設賃貸管理事業から得られる利益・キャッシュで補うことにより成り立っており、投下資本の回収（債務償還）については、超長期（当初約 45 年間想定）を擁するプロジェクトである。

④ 地下街会社としての現状と課題

川崎地下街としては、上記の地下街建設（事業）目的に沿った経営を継続的に維持している。

業績面としては、当初の利益計画（昭和 60 年 11 月 20 日）では、単年度黒字転換化は、開業後 10 年度（平成 8 年度）、累積損失の解消見込みを開業後 22 年度（平成 20 年度）としていた。これに対して、それぞれ平成 3 年度に単年度黒字の達成、平成 14 年度に累積損失の解消を行っている。

川崎地下街としての課題としては、以下の事項がある。

- ア 設備の老朽化および省エネルギー化への対応（設備更新）を図ること
- イ 施設のバリアフリー化への取り組みを行うこと
- ウ 西口開発・駅周辺再整備に伴う業績への影響に対応していくこと
- エ 自主・自立した経営体制・経営基盤確立への取り組みを図っていくこと

(2) 5年間の貸借対照表と収支計算書のすう勢表

(表) 貸借対照表(資産)のすう勢表

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
流動資産					
現金・預金	1,369,323	1,355,626	776,009	548,591	659,303
営業未収入金	363,704	273,905	253,997	265,639	264,003
有価証券	1,088,942	4,598,933	3,699,613	4,250,885	4,502,844
商品・貯蔵品	1,742	6,603	9,163	9,228	9,295
繰延税金資産	20,308	32,168	43,052	30,918	29,703
その他	53,853	54,557	48,780	50,614	37,030
貸倒引当金	△ 270	△ 120	△ 88	△ 1,486	△ 1,496
合計	2,897,604	6,321,676	4,830,528	5,154,391	5,500,685
固定資産					
(有形固定資産)					
建物・付属設備	22,146,273	21,325,922	20,625,293	19,889,886	19,198,129
構築物	26,013	24,574	23,135	21,696	28,252
機械装置	150,319	135,386	162,174	170,168	149,761
器具備品	49,567	64,477	72,406	80,131	85,923
建設仮勘定					261,450
小計	22,372,174	21,550,361	20,883,009	20,161,882	19,723,517
(無形固定資産)					
ソフトウェア	15,935	11,690	12,132	8,724	4,904
その他	2,065	2,038	2,012	1,985	1,958
小計	18,001	13,729	14,144	10,709	6,863
(投資その他の資産)					
投資有価証券等	4,188,374	202,890	401,950	401,860	600,128
その他	230,180	308,207	307,165	292,683	284,220
貸倒引当金	△ 8,215	△ 7,775	△ 7,775		
小計	4,410,339	503,322	701,339	694,543	884,349
合計	26,800,515	22,067,412	21,598,493	20,867,136	20,614,730
資産合計	29,698,120	28,389,089	26,429,022	26,021,528	26,115,415

(表) 貸借対照表 (負債・資本) のすう勢表

(単位: 千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
流 動 負 債					
1 年以内の長期借入金	1,641,240	1,617,860	1,414,180	1,304,000	1,384,000
未払金	1,064,408	425,176	418,998	326,684	341,459
未払法人税等	164,786	253,120	385,435	315,135	313,648
未払消費税等	25,077	30,917	36,660	25,759	21,000
売上預り金	558,401	628,138	579,727	574,391	575,282
その他	24,926	52,474	39,879	35,996	46,391
賞与引当金	17,126	17,189	17,261	17,512	15,353
預り保証金	539,664	495,989	409,157	364,558	344,189
合 計	4,035,630	3,520,865	3,301,300	2,964,036	3,041,325
固 定 負 債					
長期借入金	9,530,040	9,112,180	7,698,000	7,554,000	7,330,000
長期未払金		16,622	114,028	174,037	110,576
退職給付引当金	135,979	149,819	163,289	176,368	164,542
役員退職慰労引当金	3,100	3,110	3,180	3,700	4,290
特別修繕引当金	370,000	400,000	430,000	460,000	490,000
預り保証金	7,187,022	6,243,550	5,139,741	4,484,584	3,949,764
預り敷金	3,840,778	3,917,753	3,831,427	3,775,090	3,735,322
未決算特別勘定					150,140
合 計	21,066,920	19,843,035	17,379,666	16,627,781	15,934,634
負債合計	25,102,550	23,363,900	20,680,967	19,591,818	18,975,960
資本金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
利益剰余金	△ 423,053	23,607	747,163	1,428,845	2,139,206
設備更新積立金			23,607	747,163	1,428,845
当期未処分損益	△423,053	23,607	723,556	681,681	710,360
(うち、当期純利益)	(312,029)	(446,660)			
株式等評価差額金	18,623	1,581	891	863	249
資本合計	4,595,570	5,025,188	5,748,054	6,429,709	7,139,455
負債・資本合計	29,698,120	28,389,089	26,429,022	26,021,528	26,115,415

(表) 損益計算書のすう勢表

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
経常損益の部					
(営業損益)					
売上高	2,740,548	2,918,044	3,035,141	3,093,467	3,099,544
売上原価	1,900,896	1,830,406	1,679,237	1,687,804	1,660,798
売上総利益	839,652	1,087,637	1,355,903	1,405,662	1,438,746
販管費・一般管理費	323,657	304,275	305,911	330,097	314,221
営業利益	515,994	783,362	1,049,991	1,075,565	1,124,524
(営業外損益)					
営業外収益	158,395	134,988	191,378	215,137	219,275
営業外費用	193,845	222,616	158,174	145,851	146,602
経常利益	480,545	695,734	1,083,195	1,144,851	1,197,197
特別損益の部					
(特別利益)					
解約違約金等	4,249	15,440		14,826	8,632
接続負担金受入益			170,000		
接続工事費負担金等受入益			37,179		
施設整備費補助金	63,000	56,000			
施設工事費負担金受入益		28,152			
その他の特別利益		3,975		856	
小 計	67,249	103,568	207,179	15,683	8,632
(特別損失)					
固定資産除却損	7,185	14,081	5,093	2,875	6,592
再開発ビル接続工事費			33,132		
小 計	7,185	14,081	38,225	2,875	6,592
税引前当期純利益	540,608	785,221	1,252,148	1,157,659	1,199,237
法人税等	250,403	364,898	562,589	482,937	498,395
法人税等調整額	△ 21,824	△ 26,337	△ 33,997	△ 6,960	△ 9,518
当期純利益	312,029	446,660	723,556	681,681	710,360
前期繰越損失	735,083	423,053			
当期末処分損益	△ 423,053	23,607	723,556	681,681	710,360

これらのすう勢表から見られる大きな特徴は、以下の諸点にある。

- ① 現金・預金
14 億円から 7 億円へ 7 億円減少している。
- ② 有価証券と投資有価証券等の合計額
平成 13 年度から平成 17 年度にかけて、有価証券等が 11 億円から 45 億円へ保有残高を大きく伸ばしているが、他方において、投資有価証券は 42 億円から 6 億円へと大きく減少している。したがって、合計残高は 53 億円から 51 億円へとわずかに 2 億円減少したにすぎない。
有価証券と投資有価証券等の変化は、主として保有している債券の期限の到来（1 年未満）による振り替えたものである。
- ③ 建物・付属設備
222 億円から 191 億円へ 30 億円減少しているのは、主として減価償却によるものである。
- ④ 1 年以内の長期借入金と長期借入金
111 億円から 87 億円へ 24 億円減少しているのは、約定返済によるものである。
- ⑤ 繰越欠損金
繰越欠損金は、平成 14 年度で解消し、当期末処分利益が発生している。
- ⑥ 設備更新積立金
設備更新積立金は、将来の大修繕を見越して積み立てているものであるが、きちんとした中長期の計画の下に計画的・規則的に積み立てているものではない。各事業年度の未処分利益から利益処分を通して積み立てているものである。
- ⑦ 売上高・売上原価
売上高は傾向的に増収しており、他方、売上原価は傾向的に減少していることから、売上高総利益が大きく伸びている。
- ⑧ 接続負担金受入益は、近隣ビルの地下街への通路（地下から直接当該ビルに通じる通路）を建設する場合の受益者負担金に相当するもので、一過性のものである。
- ⑨ 接続工事費負担金等受入益は、再開発ビル接続工事費に対応するものである。

3 川崎冷蔵株式会社

(1) 川崎冷蔵株式会社の事業概要

川崎冷蔵株式会社（以下「川崎冷蔵」という）は、昭和 57 年 7 月、川崎市中央卸売市場北部市場の開場とともに、市民の食生活の安定に向けて、川崎市中央卸売市場北部市場における生鮮食料等の円滑な流通を図るため、冷蔵・冷凍保管事業並びに氷の製造販売を行う第 3 セクターとして設立された。

当初は、1 号棟（鉄筋コンクリート造、3 階建 6,008 m²、冷蔵能力 5,768 トン）のみでスタートしたが、北部市場は、首都圏における内陸部の拠点市場であり、東名高速道路の川崎インターから至近距離に位置していることから著しい発展を遂げてきた。それに伴い、冷蔵庫業務のニーズも増え、翌々年の昭和 59 年 10 月に 2 号棟（鉄筋コンクリート造、6 階建 6,280 m²、冷蔵能力 4,350 トン）を増築した経緯がある。

21 世紀を目前にして、拠点市場としての一層の発展を目指し、平成 9 年 11 月に 3 号棟（ラックビルによる完全自動倉庫を中心とする複合構造、3 階建、冷蔵能力 10,162 トン）を建設した。

これは、卸売市場内で初めての冷凍自動倉庫の導入であり、コンピューター・コントロールによる完全自動化により、作業の省力化・在庫管理の徹底化など、高いレベルの管理が可能となった。

川崎冷蔵の主要な事業は、以下の 2 部門である。

① 冷蔵・冷凍保管部門

容積建保管（室貸し）

一般保管（寄託引受→入庫・検数→保管管理→出庫・検数、ほか付帯事業）

平成 17 年度 冷蔵貨物入庫量 34,291 トン

冷蔵貨物出庫量 33,910 トン

② 氷の製造販売部門

砕氷（生産能力 日産 20 トン）

角氷（仕入販売）

平成 17 年度 砕氷販売量 1,536 トン

角氷販売量 86 トン

(2) 5年間の貸借対照表と収支計算書のすう勢表

5年間の貸借対照表のすう勢を示すと、次の(表)のとおりである。

(表) 貸借対照表(資産)のすう勢表

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産の部					
流動資産	142,312	189,945	164,626	138,406	141,720
現金・預金	98,124	144,104	117,966	98,656	98,129
売掛金	41,505	42,347	43,499	38,661	41,475
商品	270	35	98	15	89
貯蔵品	2,412	3,457	2,362	1,073	2,025
短期貸付金			700		
固定資産	1,496,244	1,452,679	1,428,503	1,375,204	1,281,898
有形固定資産	1,428,205	1,385,062	1,351,309	1,305,011	1,218,052
建物	730,369	715,489	703,697	703,697	669,606
建物附属設備	229,161	222,050	216,475	214,973	204,397
構築物	26,658	25,583	24,749	24,749	22,379
機械装置	335,610	323,565	314,167	269,465	245,987
工具器具備品	105,593	97,550	91,620	91,620	75,416
小額減価償却	814	825	601	507	267
無形固定資産	46,071	43,833	42,615	42,615	37,227
電話加入権	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
ソフトウェア	45,021	42,783	41,565	41,565	36,177
投資等	21,968	23,784	34,579	27,578	26,619
投資有価証券	3,000	3,000	15,400	8,200	7,200
保証金	18,003	19,620	18,812	18,812	18,653
敷金	268	268	268	268	268
保険積立金	697	896	99	298	498
資産合計	1,638,561	1,642,628	1,593,134	1,513,616	1,423,623

(表) 貸借対照表 (負債・資本) のすう勢表

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
負債の部					
流動負債	16,764	13,606	11,767	19,602	13,138
未払金	12,751	8,062	8,489	17,046	7,952
預り金	286	253	289	290	301
未払消費税	3,727	5,290	2,989	2,265	4,884
固定負債	1,567,074	1,516,217	1,414,512	1,313,778	1,211,043
長期借入金	1,550,400	1,501,200	1,401,600	1,302,000	1,200,400
預り敷金	105	105	105	105	105
退職給与引当金	16,569	14,912	12,807	11,673	10,538
引当金	7,691	8,246	8,807	8,773	8,790
納税充当金	5,680	5,680	5,680	5,680	5,680
貸倒引当金	249	254	265	231	248
役員退職給与引当金	1,762	2,312	2,862	2,862	2,862
負債合計	1,591,530	1,538,071	1,435,088	1,342,154	1,232,972
資本の部					
資本金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
資本金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
剰余金	△ 2,969	54,557	108,046	121,461	140,650
別途積立金	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
当期末未処理損失	152,969	95,442	41,953	28,538	9,349
(うち当期純利益)	(8,710)	(57,526)	(53,489)	(13,415)	(19,188)
資本合計	47,030	104,557	158,046	171,461	190,650
負債・資本合計	1,638,561	1,642,628	1,593,134	1,513,616	1,423,623

- (注) 1 各年度とも 3 月末日現在の数字である。
 2 千円未満の金額を切り捨てて表示している。

5 年間の貸借対照表のすう勢において、とくに大きな変化はない。

(表) 損益計算書のすう勢表

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
営業収益	519,181	528,111	526,243	508,786	523,139
保管料売上高	484,634	497,212	495,539	477,369	492,268
凍氷売上高	34,547	30,899	30,703	31,417	30,871
営業費用	474,659	435,536	437,667	412,122	476,537
売上原価	437,616	398,603	401,924	376,030	442,976
販売費・一般管理費	37,043	36,932	35,742	36,091	33,560
営業利益	44,522	92,575	88,575	96,663	46,602
営業外収益	4,519	3,808	2,014	3,832	4,556
受取利息	467	446	486	526	155
雑収入	3,788	1,456	1,273	1,906	3,035
貸倒引当金戻入益	264	249	254	265	231
退職給与引当金戻入益		1,656		1,134	1,134
営業外費用	40,331	38,857	37,101	34,186	31,969
支払利息	40,331	38,857	37,101	34,186	31,729
有価証券売却損					240
経常利益	8,710	57,526	53,489	66,309	19,188
特別損失				52,894	
固定資産除却損				52,894	
税引前当期純利益	8,710	57,526	53,489	13,415	19,188
当期純利益	8,710	57,526	53,489	13,415	19,188
前期繰越損失	161,679	152,969	95,442	41,953	28,538
当期末処理損失	152,969	95,442	41,953	28,538	9,349

(注) 千円未満の金額を切り捨てて表示している。

5年間の損益計算書のすう勢において、とくに大きな変化はない。

第3 監査の結果

<財団法人川崎市産業振興財団>

1 機能しかつ活性化ある理事会および評議員会の運営の実施について

産業振興財団における過去2年間の理事会、評議員会の開催状況および構成メンバー（平成17年6月7日現在）は、次に示した表（3-1）から表（3-4）のとおりであった。

表（3-1） 産業振興財団における過去2年間の理事会の開催状況一覧表

開催回数	開催日	議案	欠席者数
平成16年度 第1回	平成16年 5月27日	第1号議案 評議員の選任 第2号議案 平成15年度事業報告について 第3号議案 平成15年度決算について 第4号議案 平成16年度収支予算の補正および事業計画の一部変更	4人
第2回	平成16年 12月10日	第1号議案 副理事長の選任について 第2号議案 理事長職務代理および代行の順序について 第3号議案 平成16年度事業計画の一部変更並びに収支予算の補正について	なし
第3回	平成17年 3月22日	第1号議案 平成17年度事業計画について 第2号議案 平成17年度収支予算について 第3号議案 平成16年度事業計画の一部変更並びに一般会計収支予算の補正について 第4号議案 財団法人川崎市産業振興財団処務規程の一部改正について 第5号議案 財団法人川崎市産業振興財団就業規則の一部改正について	3人
平成17年度 第1回	平成17年 6月7日	第1号議案 理事長、副理事長および専務理事の選任について 第2号議案 理事長職務代理および代行の順序について 第3号議案 評議員の選任について 第4号議案 平成16年度事業報告について	5人

		第5号議案 平成16年度決算について 第6号議案 平成17年度事業計画の一部変更並びに収支予算の補正について	
第2回	平成17年 8月31日	第1号議案 評議員の選任について 第2号議案 川崎市産業振興会館およびかわさき新産業創造センターの指定管理者への応募について 第3号議案 平成17年度事業計画の一部変更並びに収支予算の補正について 第4号議案 財団法人産業振興財団就業規則の一部改正について	4人
第3回	平成18年 3月24日	第1号議案 評議員の選任について 第2号議案 平成18年度事業計画について 第3号議案 平成17年度事業計画の一部変更並びに一般会計収支予算の補正について 第4号議案 財団法人川崎市産業振興財団処務規程の一部改正について 第5号議案 財団法人川崎市産業振興財団会計規程の一部改正について	3人

表(3-2) 産業振興財団における過去2年間の評議員会の開催状況一覧表

回数	開催日	議案	欠席者数
平成16年度 第1回	平成16年 5月27日	第1号議案 監事の選任について 第1号報告 平成15年度事業報告について 第2号報告 平成15年度決算について 第3号報告 平成16年度収支予算の補正および事業計画の一部変更について	4人
第2回	平成16年 12月10日	第1号議案 理事の選任について 第1号報告 平成16年度事業計画の一部変更並びに収支予算の補正について	3人
第3回	平成17年 3月22日	第1号報告 平成17年度事業計画について 第2号報告 平成17年度収支予算について 第3号報告 平成16年度事業計画の一部変更並びに一般会計収支予算の補正について 第4号報告 財団法人川崎市産業振興財団処務規程の一部改正について	5人

		第5号報告 財団法人川崎市産業振興財団就業規則の一部改正について	
平成17年度 第1回	平成17年 6月2日	第1号議案 役員の選任について 第1号報告 平成16年度事業報告について 第2号報告 平成16年度決算について 第3号報告 平成17年度事業計画の一部変更並びに収支予算の補正について	5人
第2回	平成18年 3月24日	第1号報告 平成18年度事業計画について 第2号報告 平成18年度収支予算について 第3号報告 平成17年度事業計画の一部変更並びに一般会計収支予算の補正について 第4号報告 財団法人川崎市産業振興財団処務規程の一部改正について 第5号報告 財団法人川崎市産業振興財団会計規程の一部改正について	(委任状提出者) 4人 (欠席者) 3人

表(3-3) 理事会メンバー一覧表(平成17年6月7日現在)

No	役職名	氏名	現職
1	理事長	A	財団理事長
2	副理事長	B	〇〇商工会議所会頭
3	副理事長	C	〇〇市工業団体連合会会長
4	副理事長	D	〇〇大学産業経営学部教授
5	専務理事	E	財団事務局長
6	理事	F	〇〇工業振興倶楽部副会長
7	理事	G	社団法人〇〇工場協会会長
8	理事	H	協同組合〇〇工友会理事長
9	理事	I	社団法人〇〇商店街連合会会長
10	理事	J	社団法人〇〇商店街連合会副会長
11	理事	K	川崎市財政局長
12	理事	L	川崎市経済局長

表 (3-4) 評議員会メンバー一覧表 (平成 17 年 6 月 7 日現在)

No	氏名	現職
1	M	社団法人〇〇北工業会会長
2	N	元〇〇南工場振興会理事
3	O	〇〇南工場振興会副会長
4	P	〇〇商工会議所専務理事
5	Q	技術コンサルタント
6	R	経営コンサルタント
7	S	〇〇地域連合副議長
8	T	〇〇研究開発機関連絡会議副会長
9	U	〇〇民主商工会協議会会長
10	V	〇〇青年工業経営研究会会長
11	W	社団法人〇〇商店街連合会理事
12	X	日本貿易振興機構〇〇センターアドバイザー
13	Y	神奈川県〇〇部産業活性課長
14	Z	川崎市経済局産業政策部長
15	AA	川崎市経済局産業振興部長

過去 2 年間に理事会は、1 年に 3 回ずつ、計 6 回開催されているが、D 副理事長 (平成 17 年 6 月 7 日現在) は、その内 4 回欠席 (1 回は書面で議決) している。寄附行為第 15 条が「理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する」と定め、同第 21 条第 2 項が「理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。」と定めているように、理事が理事会に出席して議決に参加することは、理事の重要な責務である。理事の責務を十分に果たせない者を理事とすることが適切とは考えられない。さらに、過去 2 年間に評議員会は、計 5 回開催されているが、M 評議員 (平成 17 年 6 月 7 日現在) は、その内 4 回欠席 (欠席のうち 1 回は委任状提出) している。評議員会にほとんど出席できない者を選任するのは適切とは考えられない。

また、理事会の機能 (重要な経営意思決定機関) からして、最低、四半期ごとに開催し、経営状況の報告を行うとともに、重要な案件の審議を行うべきである。また、非常勤理事は、その機能として「業務執行をする理事に対して監視すべき権限と義務がある」はずである。それが効果的に発揮されていないと理解される。

さらに、寄附行為は、評議員会の機能として、「この寄附行為に別に定めるもののほか、会務の執行に関する重要な事項につき理事長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。」と定めているが、議事録によると、

理事の選任議案以外は、報告議案だけで、諮問の提議の審議がなく、また、建議もない。このように、一度も「建議していない評議委員会」では、諮問機関として十分に機能が発揮できているとは言えない。

意見（3-1）機能しかつ活性化ある理事会および評議員会の運営の実施について

過去2年間に理事会は、1年に3回ずつ、計6回開催されているが、D副理事長（平成17年6月7日現在）は、その内4回欠席（1回は書面で議決）している。一方、過去2年間に評議員会は、計5回開催されているが、M評議員（平成17年6月7日現在）は、その内4回欠席（欠席のうち1回は委任状提出）している。

このような状況（回数、議題の内容および出席状況）から判断して、理事会並びに評議委員会は必ずしも十分に機能しているとは言えない。

よって、理事会や評議員会を開催するに当たり、経営状況の報告（四半期ベースを含む）を含むほか、開催日の選定や各議員との日程調整を適切に行い、出席率の向上に努め、多忙により欠席が多い人が出てくるような時には、日程を改めるなどし、機能し活性化が図られる理事会等に改善を図られたい。

2 会館管理受託事業の経営管理責任のあり方について

会館管理受託事業は、産業振興会館を利用して、会議室、研修室、ホール、企画展示場の施設・設備の貸出事務を行うほか、会館の設備保守、保安警備、清掃業務を行い、適切な利用環境の維持を図っていくものである。なお、その他、企画展示場については、ホールと同様、日曜・祝日の貸出も行っている。

会館管理受託事業収支の5年間のすう勢は、次の表（3-5）のようになっている。

表（3-5）会館管理受託事業収支のすう勢表

（単位：千円）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
会館管理受託事業収入	67,149	136,072	133,734	131,795	131,907
会館管理受託事業費	67,149	136,072	133,734	131,795	131,907

以上、表（3-5）にみられるように会館管理受託事業はゼロ決算となっている。これは実費補償契約（限度額の範囲で、要した費用を全て支払うこと）となっているためである。そのため、経営努力によって、経費の節約を行ったとしても、産業振興財団に何等の利益も発生しないことになっている。

平成18年度から指定管理者制度が導入されて、産業振興財団は、平成18年4月1日、「川崎市産業振興会館の管理」を行う指定管理者になった。これによって経営責任（赤字の場合の負担）が発生することになった。

平成18年度の本件事業「特別会計」の予算上の収入と支出は236,687千円の同額（ゼロ決算）となっている。金額が増額しているのは、改めて人材育成事業等の事業が指定管理事業の一部に追加されたからである。

指定管理者制度の導入によって、経営努力の成果（事業利益）を享受できるようになったので、事業収支差額（事業利益）が出せるように努力すべきであると考えられる。

意見（3-2）会館管理受託事業の経営管理責任のあり方について

これまで会館管理受託事業がゼロ決算となっていたのは、実費補償契約（限度額の範囲内で、要した費用を全て支払うこと）となっているためである。したがって、経営努力によって、経費の節約を行ったとしても、産業振興財団に何等の利益も発生しないことになっていた。

平成 18 年度から指定管理者制度が導入されて、経営責任が発生することになった。しかし、平成 18 年度の本件事業「特別会計」の予算上の収入と支出はゼロ決算となっている。

よって、指定管理者制度の導入によって、経営努力の成果（事業利益）を享受できることになったので、今後は事業収支差額（事業利益）が出せるように努力されたい。

3 期末手当と勤勉手当等の適切な措置（賞与引当金の計上）について

期末手当と勤勉手当の支給については「財団法人川崎市産業振興財団給与規程」第15条および第16条に定められている。

第15条第4項並びに第16条第3項には「前項に定めるもののほか支給に関し必要な事項は川崎市の例による」という定めがあり、また、第17条（退職手当）第2項では「退職手当の支給基準、支給額等については、川崎市職員退職手当支給条例、川崎市職員退職手当支給条例施行規則の規定の例による」という定めがある。

産業振興財団は「独立した法人である」ので、市の規定を準用するのではなく、独立した規程を設けて運用すべきである。

現状では、市の規定によるものとされているので、これによると期末手当と勤勉手当（以下「賞与」という）の支給対象期間は、以下のようになっている。

支給月	支給対象期間
6月	前年12月2日～当年6月1日
12月	当年6月2日～12月1日

したがって、3月31日現在においては、12月2日から3月31日までの4ヶ月相当分の未払賞与（潜在的債務）が存在していることになる。しかし、産業振興財団は、会計上、この債務を認識（計上）していない。平成18年6月の賞与の支給総額は17,547千円であったので、その4ヶ月相当額11,698千円だけ当期収支差額に反映されていないことになる。ただし、人の移動がないものとして計算している。

産業振興財団の事業は、ほとんどの支出が市の補助金の対象となっているため、平年度ベースでは、当期収支差額に大きな影響を与えるわけではないが、貸借対照表においては、当該金額だけ債務が過小に表示されていることになる。したがって、発生主義会計を採用している産業振興財団としては、既に発生している労働債務を認識して、賞与引当金繰入額（借方）、賞与引当金もしくは未払賞与（貸方）として計上すべきものとする。

指 摘 (3-1) 期末手当と勤勉手当等の適切な措置 (賞与引当金の計上) について

期末手当と勤勉手当の支給については「財団法人川崎市産業振興財団給与規程」第 15 条および第 16 条等に「支給に関し必要な事項は川崎市の例による」という定めがある。

よって、産業振興財団は「独立した法人である」ので、市の規定を準用するのではなく、独立した規程を設けて運用されたい。

また、現状では、期末手当と勤勉手当 (以下「賞与」という) の支給対象期間が定められていて、3 月 31 日現在 11,698 千円の未払賞与 (潜在的債務) が存在している。しかし、産業振興財団は認識 (計上) していない。

よって、貸借対照表上、当該金額だけ債務が過小に表示されていることになるので、すみやかに賞与引当金もしくは未払賞与を計上されたい。

4 退職給与引当金の適切な会計処理の実施について

産業振興財団の平成 17 年度決算書において「退職給与引当金および注記事項」として、次のとおり記載されている。

貸借対照表（一般会計）

退職給与引当金 31,552 千円

注記事項

(3) 引当金の計上基準について

退職給与引当金は、期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。

引当金の計上額となる「期末退職給与の要支給額」については「財団法人川崎市産業振興財団給与規程」第 17 条に定められている。

同規程第 17 条第 2 項には「退職手当の支給基準、支給額等については、川崎市職員退職手当支給条例、川崎市職員退職手当支給条例施行規則の規定の例による」という定めがある。

産業振興財団は「独立した法人である」ため、あくまでも独立した法人として独自の規程を設けて運用すべきであるが、現状では、市の規定によるものとされているため、これによると期末退職給与の要支給額は 40,100 千円となっている。しかし、上記のとおり貸借対照表には 31,552 千円しか計上されていない。

したがって、3 月 31 日現在においては、退職給与引当金の計上不足が 8,547 千円（必要額に対して 21.3%）生じている。退職給与引当金は、労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に支給される給付金額（過去の労働の対価）を見積り計上するものであるから、発生主義会計を採用している産業振興財団としては、発生している労働の対価について正しい金額を計上すべきものとする。

指 摘（3-2）退職給与引当金の適切な会計処理の実施について

退職給与引当金の計上額となる「期末退職給与の要支給額」については「財団法人川崎市産業振興財団給与規程」第 17 条に「退職手当の支給基準、支給額等については、川崎市の例による」という定めがあり、この規定に従うと、期末退職給与の要支給額は 40,100 千円となっている。しかし、貸借対照表には 31,552 千円の引当金しか計上されておらず、3 月 31 日現在においては、退職給与引当金の計上不足が 8,547 千円生じている。

よって、貸借対照表上、当該金額だけ引当金が過小計上（簿外債務の発生）となっているため、平成 18 年度末から正しい金額を計上されたい。

5 未収金の適切な回収管理について

産業振興財団は、その基本事業である「新事業創出支援事業」の一部である「SOHOビジネス支援事業」において、川崎市産業振興会館 12 階に設置した「かわさき夢オフィス『創房（そうほう）』」の事業スペースを起業家に賃貸している。

上記賃貸料等について、次に示した表（3-6）にみられるように、いくつかの滞留債権が発生している。

表（3-6）滞留債権状況一覧表

（単位：円）

支払期日	賃料	共益費	電話代	インターネット利用料	合計
平成 15 年 10 月 25 日	29,700	7,000	1,671	3,000	41,371
平成 15 年 11 月 25 日	29,700	7,000	1,671	3,000	41,371
平成 15 年 12 月 25 日	29,700	7,000	1,671		38,371
平成 16 年 1 月 25 日			1,671		1,671
平成 16 年 1 月 30 日			3,342		3,342
合計	89,100	21,000	10,026	6,000	126,126

上記滞留債権はすべて賃借人である A 氏に対するもので平成 15 年 7 月 1 日から平成 16 年 1 月 30 日までの賃貸借期間に係るものである。A 氏本人および連帯保証人である B 氏に対し督促（督促状の発送等）を実施しているが、両氏ともに連絡が取れない状態が継続している。産業振興財団としては、賃料債権の時効期間（請求日より 5 年）経過するまでは債務者 A 氏および連帯保証人 B 氏に内容証明郵便または普通郵便による督促を継続し、時効期間経過後、債権放棄を検討するものとしている。（A 氏には届いているが、B 氏は住所不明で戻ってきている。）

しかし、再三の督促状の送付等を行っているにも関わらず債務者 A 氏および連帯保証人 B 氏と連絡が取れない状況（A 氏は代理人から回答があったが、B 氏は無回答）から両氏には返済能力はないものと推定でき、債権金額と督促状の発送等に係る金額との費用対効果を考えても、当該未収金は貸倒処理すべきではないかと考える。

また、産業振興財団には事業スペースの賃貸に係る滞留債権の処理規程が整備されていない。上記に示した産業振興財団の対応は、今回の滞留債権が生じた後に検討されたものである。事業スペースの賃貸は基本事業である「新事業創出支援事業」の一部として実施されており、他の起業家においても賃料債権が滞留する可能性がある。

したがって、産業振興財団として賃料債権の滞留の判断基準と発生後の処理規程を整備すること並びに当該整備した規程に従った手続きをとる必要がある。

意見（3-3）未収金の適切な回収管理について

産業振興財団は産業振興会館 12 階の「かわさき夢オフィス『創房（そうほう）』」の事業スペースを起業家に賃貸している。この賃貸に伴う賃料の一部について 126,126 円の滞留が生じている。当該金額はすべて賃借人である A 氏および連帯保証人である B 氏に対するものである。

A 氏および B 氏に対し督促（督促状の発送等）を実施しているが、両氏ともに連絡が取れない状態が継続しているが、産業振興財団は今後も時効成立までは督促を継続していくものとしている。

しかし、再三の督促状の送付等を行っているにも関わらず債務者 A 氏および連帯保証人 B 氏と連絡が取れない状況から両氏には返済能力はないものと推定でき、債権金額と督促状の発送等に係る金額との費用対効果を考えても、当該未収金に資産性はないものとする。

また、産業振興財団として賃貸に係る滞留債権の処理規程が整備されていない。事業スペースの賃貸は基本事業の一部として実施しており、他の起業家においても、賃料債権が滞留する可能性がある。

よって、以上の状況から判断して、当該未収金は貸倒処理すべきものとするが、まず、貸倒引当金を未収金額と同額設定し、同時に賃貸に係る滞留債権の処理規程を整備したうえで処理されたい。

6 預り物品の適切な台帳記入と現品管理の実行について

川崎市物品会計規則第 44 条は、物品について、以下のように定めている。

第 44 条 物品管理者は、備品の使用状況を把握するため、備品整理簿を備えて品名別に整理し、および備品使用票を作成し整理しておかなければならない。

一方、産業振興財団規則第 38 条第 2 項は、物品の管理について、以下のように定めている。

第 38 条第 2 項 物品管理者は、物品の異動を明らかにするため、物品の受け入れ、支出のつど固定資産台帳、備品台帳、または物品管理簿に記載しなければならない。

すなわち、川崎市からの預り物品は、川崎市物品会計規則により、備品整理簿を用いて分類管理されているべきであるが、川崎市から産業振興財団に対しそのような指示はまったくなされていない。現実には、産業振興財団においては、預り備品整理簿は存在せず、物品預り書および担当者の手元備忘録のみによって管理されている。

実地棚卸（備品整理簿等と現品の照合）は、市の職員の立会いのもとに毎期末ごとに実施し、現品と台帳の整合性を確認したうえで備品整理簿に、その旨、実証した記録を残しておくべきであるが、これを行っていない。

また、産業振興財団は、平成 18 年 3 月 31 日までは市からの管理受託事業として産業振興会館を管理していたが、平成 18 年 4 月 1 日からは指定管理者として管理するようになった。したがって、本来、平成 18 年 3 月 31 日時点で、備品整理簿と現品を照合したうえで川崎市に返還し、平成 18 年 4 月 1 日時点で、再び、備品整理簿と現品を照合したうえで川崎市より預る、という作業および書類整備がなされるべきであったが、いずれも実行されていない。

以上の視点に基づき、産業振興会館における物品預り書を用いて、一部の現品を抽出して現品の照合を行った結果、以下の諸点が検出された。

表（3-7）台帳と現品との照合結果一覧表

(単位：円)

品名	規格	金額	物品管理番号	備考
レーザープラズママーカ	UK-245G	94,000	なし	現品なし 故障のため廃棄
トランシーバ	ナショナル RJ-411	22,000	なし	未使用
テレビ	富士通 BN-27MSI (3台)	208,800	なし	現品なし。財団備品として VICTOR 製品を購入
テレビ	東芝 25BSISV	196,000	5-63-B1	市テナントである川崎 市観光協会連合会事務 所に設置
文字多重アダプター	東芝 TT-AX116	79,800	なし	使用していない
TP 作成器	リソー TV-275	149,000	5-63-E1	ビデオプリンターと同 一物品管理番号
テープレコーダー	ソニー TCM-1000A	31,800	5-63-D4	OHP と同一物品管理番 号

上記以外では、預り書と現品および物品管理番号の照合ができたものの、使用されておらず、不用品として廃棄すべきものが多数見受けられた。例示すると、以下のものがある。

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① AV プロセッサー ナショナル VW-AV1 | 1 基 |
| ② テープレコーダー ソニーCFD66 | 2 基 |
| ③ ビデオプリンター 日立 VY-1000 | 1 基 |

また、アナログハイビジョンシステム（購入価格計 134,640 千円）に関しては、産業振興会館 11 階の調整室に一式が配置されているが、年に 1 回程度しか使用されないとの理由で文字通り埃を被っており、管理というより放置された状態であった。物品預り書には、ハイビジョンシステム現物の一部しか記載されておらず、物品管理番号も不明なため、高額の物品にもかかわらず現物との突合さえ不可能であった。

以上のことから、資産には物品管理番号を付して管理すべきであるが、これを実施

していないものもある。また、実地棚卸を毎期末ごとに確実に実施し、現品と台帳との確認を行うべきである。不用品については、他に転用の可能性のないものは、川崎市の指示を受けたうえ、廃棄すべきである。以上のような事情のもと公的財産という意識を十分持ちながら、川崎市物品会計規則（物品を預かっているという立場において）に従った物品管理を適切に遂行する必要がある。

指 摘（3-3）預り物品の適切な台帳記入と現品管理の実行について

川崎市からの預り物品は、川崎市物品会計規則（物品を預かっているという立場において）により、備品整理簿を用いて分類管理されているべきであるが、産業振興財団においては、預り備品整理簿は存在せず、物品預り書および担当者の手元備忘録のみによって管理されているにすぎない。

サンプルとして「物品預り書」と現品との照合を行ったところ次の（表）のように突合できないものがあり、管理が不十分であると考ええる。

（表）台帳と現品との照合結果一覧表

（単位：円）

品 名	金 額	物品管理番号	備 考
レーザープラズママーカー	94,000	なし	現品なし。故障のため廃棄
トランシーバー	22,000	なし	未使用
テレビ	208,800	なし	現品なし。財団備品として VICTOR 製品を購入
テレビ	196,000	5-63-B1	市テナントである川崎市観光 協会連合会事務所に設置
文字多重アダプター	79,800	なし	使用していない
TP 作成器	149,000	5-63-E1	ビデオプリンターと同一物品 管理番号
テープレコーダー	31,800	5-63-D4	OHP と同一物品管理番号

よって、実地棚卸を毎期末ごとに確実に実施し、現品と台帳とを確認し、公的財産を預っているという意識を十分に持ち、川崎市物品会計規則に従った物品管理を適切に実施されたい。

7 人材育成事業の市民に向けたより有効な方向性について

川崎市は「国際会計基準や法制度の改変、新技術・新製品の登場、アジア圏などでの国際的な競争条件の変化など、中小企業をめぐる環境は大きく動いており、これに対応することのできる人材の育成が急務となっている。」として、人材育成事業に力を入れている。それを受けて産業振興財団では、平成 17 年度から、事業の対象者やテーマの設定、開催日程などについて調整し、人材育成事業全体として一体的かつ体系的な実施を図ることとし、以下の事業を行っている。

- ① 経営人材育成事業
- ② 起業家育成支援事業
- ③ ビジネストrend研修事業
- ④ パソコン研修事業
- ⑤ ビジネス外国語研修事業
- ⑥ 情報技術者育成研修事業

また、人材育成事業実施要領に定める「事業の種類」として、以下のものを掲げている。

- ① コンピューター研修
- ② 語学研修
- ③ その他人材育成に関する事業

現在、産業振興財団が行っているのは、上記のような事業であるが、① コンピューター研修と② 語学研修のような事業は、民間企業でも行っているものであり、あえて行政の代行としての役目を負っている産業振興財団が主要な人材育成事業として行うべき事業とは考えられない。

人材育成事業の 5 年間の事業費等のすう勢は、次の表 (3-8) にみられるようになっている。

表(3-8) 人材育成事業費すう勢表

収 入

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
主 催	14,439	12,188	11,030	6,852	6,142
受 託	18,266	4,244	4,145	2,042	5,393
機器使用料	5,193	765	380	2,363	
事業収入計	37,897	17,198	15,555	11,257	11,535
補助金収入	7,937	15,203	5,251	3,444	7,295
合 計	45,834	32,401	20,806	14,701	18,830

支 出

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
通信運搬費支出	867	568	851	470	1,116
消耗品費支出	1,719	826	1,043	462	544
消耗什器備品費支出			786		
修繕費支出				109	
印刷製本費支出	1,084	1,133	630	655	946
賃借料支出	12,478	12,189	6,483	5,770	7,392
負担金支出		1			
諸謝金支出					2,286
委託費支出	29,686	17,589	11,012	7,234	6,546
広告宣伝費		95			
合 計	45,834	32,401	20,806	14,701	18,830

事業は実費補償による請負（行政代行型的な請負業務）契約になっている。そのため事業が赤字になった場合、市が補填（補助金の支給）している。上記の表(3-8)にみられるように5年間の赤字額は39,130千円(年平均7,826千円)となっている。とくに、① コンピューター研修と② 語学研修のような事業について「費用対効果の計算(評価)」を行って、継続していくべき事業かどうか、慎重に検討する必要がある。

子が後を継がないことや、技術の伝承がうまく進んでいないこと、さらには新技術の開発が遅れていること、その他の理由により、中小の商工企業が、事業の存続を断たれている事例が発生している。

したがって、川崎市および産業振興財団としては、このような社会的背景と技術的側面を十分に認識して、川崎市内の中小規模企業を中心とする商工業の継続的發展に資する人材の育成に重点をシフトして実施していくべきである。

意見（3-4）人材育成事業の市民に向けたより有効な方向性について

川崎市は「中小企業をめぐる環境は大きく動いており、これに対応することのできる人材の育成が急務となっている。」として、人材育成事業に力を入れている。

現在、産業振興財団が行っている① コンピューター研修と② 語学研修のような事業は、民間企業でも行っているものであり、あえて行政の代行としての役目を負っている産業振興財団が主要な人材育成事業として行うべき程の事業としては考えられ難い。人材育成事業費は5年間で39,130千円の赤字となっている。

したがって、川崎市が行っている産業政策の一翼を担う産業振興財団としては、より必要性の高い、たとえば、技術の伝承や新技術の開発支援など、将来を見据えた「人材育成事業の内容」を検討する必要がある。

よって、産業振興財団は、このような社会的背景を十分に認識し、また、事業の必要性和川崎市の育成産業に考慮して、川崎市内の中小規模企業を中心とする商工業の継続的發展に資する人材の育成に重点をシフトして実施されたい。

8 川崎市産業振興会館およびかわさき新産業創造センターの業務委託契約について

川崎市産業振興会館およびかわさき新産業創造センター（以下「KBIC」という）の業務委託契約については、以下のようになっている。

産業振興財団における主な業務委託契約の過去5年間の推移は、次の表（3-9）、表（3-10）および表（3-11）のとおりである。

表（3-9）清掃業務委託契約の過去5年間の推移表

（単位：千円）

	契約先	年間契約金額	契約方法	備考欄
平成13年度	A社	18,165	指名競争入札	
平成14年度	A社	18,008	指名競争入札	
平成15年度	A社	18,008	指名競争入札	
平成16年度	A社	17,220	指名競争入札	
平成17年度	A社	16,905	指名競争入札	

表（3-10）その他のビル管理業務委託契約の過去5年間の推移表

（単位：千円）

	契約先	年間契約金額	契約方法	備考欄
平成13年度	B社	70,476	指名競争入札	
平成14年度	B社	70,476	指名競争入札	
平成15年度	B社	70,476	指名競争入札	
平成16年度	B社	71,400	指名競争入札	受付業務1名増員
平成17年度	B社	71,054	指名競争入札	

（注） その他のビル管理業務とは、警備業務、受付業務および消火器点検等をいう。

表（3-11）かわさき新産業創造センターにおけるビル管理業務委託契約の過去4年間の推移表

（単位：千円）

	契約先	年間契約金額	契約方法	備考欄
平成14年度	C社	8,400	指名競争入札	平成15年1月4日開設
平成15年度	C社	34,020	指名競争入札	
平成16年度	C社	35,490	指名競争入札	植栽業務増
平成17年度	C社	31,185	指名競争入札	

契約については、産業振興財団の会計規程には、次のように定められている。

第 29 条 工事又は役務の請負並びに物品の調達等に関する契約は次の方法により行うものとする。

- (1) 一般競争入札
- (2) 指名競争入札
- (3) 随意契約

2 契約に関する事務の取り扱いについては、川崎市契約規則を準用するものとする。

会館管理の委託に関する契約は、指名競争入札で行われている。一般競争入札ではなく指名競争入札が選択された理由および指名業者選択理由が不明である。川崎市の契約に関する規則を準用する以上、地方自治法第 234 条 が定めるように、原則は一般競争入札で行うべきである。指名競争入札を選択する場合は、その理由と指名対象業者選定の理由を明確な形で文書として残しておく必要がある。同法第 234 条は「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、同条第 2 項で、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定している。

すなわち、指名競争入札は、政令の定める場合に該当するときに限って適用することができることになる。

また、産業振興財団は、平成 18 年度から公の施設の指定管理者に選定されている。産業振興会館および KBIC の指定管理事業は、単に会館などの施設維持運営管理事業だけではなく、産業振興財団が、産業振興会館等において実施していたソフト事業についても含まれているため、一概には言えないものの、施設管理業務の多くを再委託している状況では、指定管理者として効率的な執行体制を進めるうえで懸念が残るので、産業振興会館の管理業務について、清掃業務以外の管理業務についても一括して委託せずに、個々に委託する方法を検討すべきである。

KBIC センタービル管理業務委託についても同様である。

意見（3-5）川崎市産業振興会館およびかわさき新産業創造センターの業務委託契約について

産業振興財団における会館管理の委託に関する契約は、産業振興財団の契約に関する規程が川崎市の契約に関する規則を準用する以上、地方自治法第 234 条 が定めるように、原則は一般競争入札で行われるべきである。また、指名競争入札が選択される場合は、① それを選択される理由および② 各指名業者選択の理由を明確にして文書として残しておくべきである。

また、産業振興財団は、平成 18 年度から公の施設の指定管理者に選定されているが、施設管理業務の多くを再委託している状況では、指定管理者として効率的な執行体制を進めるうえで問題があると考ええる。

よって、産業振興会館の管理業務について、清掃業務以外の管理業務についても一括して委託せずに、個々に委託する方法も、すなわち、業務の内容に応じてコストを比較するなどして、業者を選定するなど業務委託契約のあり方を改善されたい。

また、KBIC センタービル管理業務委託についても同様に改善されたい。

<川崎地下街株式会社>

1 取締役会の定期開催について

川崎地下街における過去 5 年間の取締役会の開催状況は、次に示した表 (3-12) のとおりであった。

表 (3-12) 取締役会開催状況表

開催回数	開催日	議案
平成 13 年度		報告事項 (1) 常務会報告について
第 1 回	平成 13 年 5 月 23 日	決議事項 (1) 第 43 期営業報告書、貸借対照表および損益計算書(案)の承認について (2) 平成 12 年度事業計画および平成 13 年度事業計画 (案) の承認について (3) 利益相反取引の承認について (4) 当社株式の譲渡について (5) 第 43 期定時株主総会の招集の決定と付議議案の承認について
第 2 回	平成 13 年 6 月 20 日	決議事項 (1) 代表取締役および役付取締役の選任について (2) 取締役の報酬について (3) 退任取締役の退職慰労金について
第 3 回	平成 13 年 11 月 27 日	報告事項 (1) 中間決算の報告について (2) 第 44 期上期の活動報告について
第 4 回	平成 14 年 3 月 11 日	決議事項 (1) 株式会社エー・ビー・エスの解散および清算について
平成 14 年度		決議事項 (1) 第 44 期営業報告書、貸借対照表および損益計算書(案)の承認について (2) 平成 13 年度事業計画および平成 14 年度事業計画 (案) の承認について (3) 当社株式の譲渡について (4) 第 44 期定時株主総会の招集の決定と付議議案の承認について
第 1 回	平成 14 年 5 月 17 日	
第 2 回	平成 14 年 6 月 12 日	決議事項 (1) 代表取締役および役付取締役の選任について (2) 取締役の報酬について (3) 退任取締役の退職慰労金について
第 3 回	平成 14 年 11 月 27 日	報告事項 (1) 中間決算の報告について (2) 第 45 期上期の活動報告について (3) 北口第 3 西街区再開発ビル接続および(仮称) 総合案内所設置について
第 4 回	平成 15 年 3 月 25 日	審議事項 (1) リファイナンス資金借入の件について

平成 15 年度		決議事項 (1) 第 45 期営業報告書、貸借対照表および損益計算書(案)の承認について (2) 平成 14 年度事業計画および平成 15 年度事業計画 (案) の承認について (3) 第 45 期定時株主総会の招集の決定と付議議案の承認について
第 1 回	平成 15 年 5 月 21 日	
第 2 回	平成 15 年 6 月 6 日	決議事項 (1) 代表取締役および役付取締役の選任について (2) 取締役の報酬について (3) 退任取締役の退職慰労金について
第 3 回	平成 15 年 11 月 28 日	報告事項 (1) 中間決算の報告について (2) 第 46 期上期の活動報告について
平成 16 年度		決議事項 (1) 第 46 期営業報告書、貸借対照表および損益計算書(案)の承認について (2) 平成 15 年度事業計画および平成 16 年度事業計画 (案) の承認について (3) 第 46 期定時株主総会の招集の決定と付議議案の承認について
第 1 回	平成 16 年 5 月 19 日	
第 2 回	平成 16 年 6 月 4 日	決議事項 (1) 代表取締役および役付取締役の選任について (2) 取締役の報酬について (3) 退任取締役の退職慰労金について
第 3 回	平成 16 年 11 月 24 日	報告事項 (1) 中間決算の報告について (2) 平成 16 年度上期の活動報告について
平成 17 年度		決議事項 (1) 第 47 期営業報告書、貸借対照表および損益計算書(案)の承認について (2) 平成 16 年度事業計画および平成 17 年度事業計画 (案) の承認について (3) 第 47 期定時株主総会の招集の決定と付議議案の承認について
第 1 回	平成 17 年 5 月 20 日	
第 2 回	平成 17 年 6 月 10 日	決議事項 (1) 代表取締役および役付取締役の選任について (2) 取締役の報酬について (3) 退任取締役の退職慰労金について
第 3 回	平成 17 年 11 月 21 日	報告事項 (1) 中間決算の報告について (2) 上期の活動報告について
第 4 回	平成 18 年 2 月 27 日	報告事項 (1) 業績報告について (2) 20 周年事業計画概要について

(注) 1 平成 16 年度第 3 回報告事項(2)は「平成 16 年度上期の活動報告について」となっており、従来の表現ならば「第 47 期上期の活動報告について」となっていたものである。

2 平成 17 年度第 3 回報告事項(2)は「上期の活動報告について」となっており、従来の表現ならば「第 48 期上期の活動報告について」となっていたものである。

取締役会の選任について会社法は、以下のように定めている。

会社法 第 363 条（取締役会設置会社の取締役の権限）

次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。

- 一 代表取締役
 - 二 代表取締役以外の取締役であつて、取締役会の決議によって取締役設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの
- 2 前項各号に掲げる取締役は 3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の状況を取締役に報告しなければならない。

表（3-12）にみられるように、川崎地下街は四半期ごとに取締役会を開催しているわけではなく、会計に関する事項においては 5 月の末に決算の承認を受ける取締役会および 11 月に中間期の概要報告を受ける取締役会が開催されているものの、（旧来の制度では）商法第 260 条第 4 項に定める「業務執行の状況に関する四半期報告」を行っていないので、取締役会として、また、非常勤取締役が適時適切に川崎地下街の経営状況を知りえる状況になっていない。

会社の決算において月次決算は重要であり、上場会社等では、通常、毎月取締役会を定例取締役会として開催しており、月次決算を報告している。取締役会における四半期ごとの報告は、会社法（旧来は商法）の求める最低の要件であるため、株式会社である川崎地下街においても四半期ごとの業務の執行（決算の状況）を報告することが必要と考える。

指 摘（3-4）取締役会の効果ある運営のあり方について

会社法（旧商法）は「取締役会は、会社の業務執行を決し、取締役の職務の執行を監督する」ものとし、また、取締役は 3 ヶ月（四半期）に 1 回以上「業務執行の状況」を取締役に報告することを要すると定めている。

株式会社である川崎地下街は、当然に会社法の適用対象であり、取締役会が経営責任を果たすためにも、法令に準拠して取締役会の開催を行うべきものとする。

よって、非常勤取締役の多い取締役会がより有効に機能するためにも、また、監査役が適時適切に監査をすることができるように、川崎地下街の「業務の執行の状況」を取締役に報告するなど、説明責任を果たすことができるような、機能する取締役会に改善されたい。

2 企業統治の一環としての社内規定等を遵守した業務運用の有効な実施について

川崎地下街では、社内規定として契約規程（平成 10 年 2 月 1 日施行）を定めている。この契約規程によると、指名競争入札を実施する場合、指名業者選定委員会（以下「委員会」という）を設置し、指名業者を選定の上、指名競争入札を実施することとなっている（契約規程第 9 条）。

しかし、川崎地下街では、指名競争入札を実施する場合に、委員会を設置したことはなく、したがって、委員会を開催した事実もなく、議事録も作成・備置されていない。上層部に委員会を設置し、指名業者を選定することの必要性が認識されていないためである。

指名業者の選定では、たとえば、平成 17 年度に決定した中央階段エスカレータ増設工事（落札価格 260 百万円）の施工業者を選定したケースでは、平成 18 年 3 月 30 日に指名競争入札により決定しているが、この工事では総務部施設管理課が業者を選定し、平成 18 年 3 月 15 日に常務会で決定されていた。

社内規定として契約規程を定めている以上、企業統治もしくは有効に内部統制システムを機能させるためにも、社内規定等を遵守した社内処理（事務手続）を行わなければならないのである。ただし、仮に社内規定等が実態に即したものでない場合は、本件事項にかかわらず全ての業務等について取締役会で十分に審議した上で、社内規定等を改正する必要がある。なお、川崎地下街では、平成 18 年度、会社内部の特別監査を実施し、上述のような現状について認識しており、今期中の社内規程等の改正に向けた作業を開始したとのことである。

指 摘（3-5）企業統治の一環としての社内規定等を遵守した業務運用の有効な実施について

川崎地下街では、社内規定として契約規程があるにもかかわらず、規程を遵守した事務処理（指名業者選定手続）を実施していなかった。適切な企業統治もしくは有効に機能する内部統制システムの視点から評価すると重要な問題である。仮に社内規定等が実態に即したものでない場合は、取締役会で十分に審議した上で社内規定等を改正し、常に社内規定等に準じた事務処理を行う必要がある。

よって、川崎地下街では、既に一部について改正すべく作業に着手したとのことではあるが、本件事項にかかわらず全ての業務等について社内規定等を遵守した運営を行うか、社内規定等を見直して、速やかに実態に即した社内規定等に改めるなど改善を図られたい。

3 財務諸表並びに元帳上の記載等の改善について

「第 48 期報告書」(自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 18 年 3 月 31 日) および元帳を照合したところ、下記のような記載上改善すべき点が発見された。

① 減価償却累計額

「第 48 期報告書」における(貸借対照表の注記)には「有形固定資産の減価償却累計額 18,574,627 円」と記載されているので問題ないが、元帳上では「減価償却引当金」となっている。減価償却引当金は、昭和 57 年 4 月 20 日に「企業会計原則」が一部修正される前の古い用語であるので、用語の使用に注意する必要がある。

また、昭和 57 年改正前の「企業会計原則」(第 3・4・(1)・B)において「有形固定資産に対する減価償却は、一定の償却方法によって耐用期間の全期間にわたって行い、減価償却額は減価償却引当金としてその累計額を固定資産取得原価から控除する形式で記載する。」と規定されていたが、改正後の現行規定では、「有形固定資産に対する減価償却累計額は、原則として、その資産が属する科目ごとに取得原価から控除する形式で記載する。」に変更された。したがって 20 年以上も古い用語(科目)を使用して元帳を作成していたことになる。

② 貸倒引当金

「第 48 期報告書」における「重要な会計方針」の一つとして「引当金等の計上基準」が記載されている。そこにおいて「債権貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権および破産更正債権については財務内容評価法により回収可能性を勘案して所要見積額を計上しております。」と注記されている。

ところが、第 47 期と第 48 期には破産更正債権の金額が 0 であり、財務内容評価法により貸倒引当金を設定することはあり得ない。過年度の注記文をそのまま引き継ぎ、引用してきたものと思われる。

元来、「注記」とは、「明瞭表示」あるいは「開示情報の充実」を目的として、財務諸表に付される補足的な説明書きである。「会計方針」とは、財務諸表を作成するに当って、その経営成績・財政状態等を正しく表示するために採用した会計処理の原則・手続および表示の方法である。架空の破産更正債権に貸倒引当金を設定したかのような注記は、企業の利害関係者に対し企業の状況に関する判断を誤らせることにもなるので注意する必要がある。

③ 商品の原価配分法

「第 48 期報告書」における「重要な会計方針」の一つとして「棚卸資産の評価基準

および評価方法」が記載され、商品の評価方法（原価配分法）は「移動平均法による原価法」となっている。

商品は、駐車場等に配置されているタバコ販売機の「タバコ」に限定されている。タバコは、基本的に、公定価格により販売されているので、価格移動はほとんどない。したがって、どの原価配分法を採用しても、売上原価・期末棚卸高の数值は同じである。商品有高帳には、月次で締め切られていた。そうであるとするならば、(月次)総平均法である。注記には、移動平均法ではなく、総平均法と書き改められるべきである。

指 摘 (3-6) 財務諸表並びに元帳上の記載等の改善について

元帳の中ではあるが、「減価償却累計額」という用語が、昭和 57 年の「企業会計原則」(改定前)の古い科目「減価償却引当金」のままとなっている。直ちに修正を要すると言える。その他にも小さな問題であるが、見直しを必要とする事項がある。

よって、法令の改正および企業内部の経済的事象の変化、とくに近年、会社法の制定、施行があり、また、新会計基準等の実施が行われているので、十分に対応できるように、毎年、見直しされたい。

4 川崎地下街における新しい財務政策のあり方について

(1) キャッシュ・フロー計算書の財務分析と財務政策のあり方について

過去 5 年間におけるキャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローは、次の表 (3-13) のとおりである。

表 (3-13) キャッシュ・フローの推移表

(単位：千円)

	平成 13 年度 (第 44 期)	平成 14 年度 (第 45 期)	平成 15 年度 (第 46 期)	平成 16 年度 (第 47 期)	平成 17 年度 (第 48 期)
営業活動 キャッシュ・フロー	1,215,754	1,249,737	1,353,519	1,212,664	1,334,525
投資活動 キャッシュ・フロー	475,966	3,442,445	295,967	17,817	△790,471
財務活動 キャッシュ・フロー	△1,308,290	△1,639,304	△2,489,406	△809,663	△461,814
フリーキャッシュ・ フロー	1,691,720	4,692,182	1,649,486	1,230,481	544,054

キャッシュ・フロー計算書を読む場合、① 本業で獲得した資金 (営業活動によるキャッシュ・フロー) を、② 将来の事業拡張のための投資 (投資によるキャッシュ・フロー) に使い、③ 過不足資金の調整 (財務活動によるキャッシュ・フロー) を行ったというように、資金の流れを分析する。

この場合、それぞれの活動区別にプラスかマイナスかを見る必要がある。キャッシュ・フロー計算書の分析上、営業活動によるキャッシュ・フローがプラスであることが最重要であり、投資活動・財務活動によるキャッシュ・フローが必ずしもプラスになる必要はない。財務活動によるキャッシュ・フローがプラスになるということは、借入金が増加したことを意味し、むしろマイナスの方が健全であるケースもある。過去 5 年間、この傾向が続いているので、資金的には健全経営であるとみなされる。

しかしながら、平成 16 年度までは、営業活動・投資活動によるキャッシュ・フローがプラスであり、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっているが、この資金状況は、本業による資金収入や債券等の満期償還の戻入さらに資産 (有価証券・投資有価証券) の売却などから得た資金を借金返済 (長期借入金の返済・保証金等返済) に回し、債務を削減してきた結果であると考えられる。

平成 17 年度には営業活動によるキャッシュ・フローがプラスであり、投資活動・財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであるので、設備投資（有形固定資産の取得）による支出（318 百万円）や投資有価証券の取得による支出（500 百万円）といった投資活動とともに、借金返済（長期借入金の返済）による支出（1,344 百万円）や保証金等返還による支出（831 百万円）といった債務返済も行っている。

平成 17 年度においてフリー・キャッシュフローは、544 百万円を計上することができた。川崎地下街は、川崎市から無利息融資等の支援を受けているので、この余裕資金を有効に活用するため、かつ、公共目的の見地から、公共地下歩道や公共地下駐車場の安心・安全・快適性を高めること等にキャッシュ・フローの一部を使用することを含め、より積極的に社会（社会的責任の実行を含む）を見据えた財務政策のあり方を検討していくべきである。

(2) 公共地下駐車場整備資金の有効（経済性）な運用について

川崎市は、川崎地下街に対して公共地下駐車場整備資金を貸与（無利息融資）している。

本件資金（借入金）の状況は、次の表（3-14）のようになっている。

表（3-14）川崎地下街の借入金等の一覧表

（単位：百万円）

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
短期借入金		708	708	708	708	708
長期借入金	7,080	6,372	5,664	4,956	4,248	3,540
合 計	7,080	7,080	6,372	5,664	4,956	4,248
期中平残	—	7,080	6,726	6,018	5,310	4,602
計算上の金利	—	113	108	96	85	74
法人税等		250	365	563	483	498

(注) 1 期中平残は、短期借入金と長期借入金の合計額について「期首と期末との合計額」の 1/2 として計算している。

2 計算上の金利は、川崎市の一般的な市債の平均的利率（クーポンレート）である 1.6%（平成 16 年度）で計算している。

3 法人税等（必要納税額）は、川崎地下街の各事業年度における損益計算書上の法人税等（法人税等調整額控除前）の金額である。

上記の表（3-14）にみられるように川崎地下街は、多額の納税会社となっている。

仮に上記資金に利息を支払った場合の法人税等「未払計上額（年間ベース）」は、次の表（3-15）にみられるように節約（軽減）されることになる。

表（3-15）川崎地下街の法人税等修正額と有価証券等の一覧表

（単位：百万円）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
法人税等	250	365	563	483	498
同修正額	46	44	39	35	30
修正後金額	204	321	524	448	468
有価証券	1,089	4,599	3,700	4,251	4,503
投資有価証券	4,188	203	402	402	600
計	5,277	4,802	4,102	4,653	5,103

（注） 法人税等修正額は、繰延税金資産（税効果会計）を計算した場合の平均的数値 41.0%（平成 17 年の適用率は 40.62%である）を適用している。

川崎市が融資している公共地下駐車場整備資金は、実態として、川崎市民の納税額もしくは発行した市債を財源として貸与していることになる。

この融資は無利息契約である。したがって、有利息契約であったとして利息の計算効果を考慮すると、表（3-15）にみられるように 5 年間の合計額で 194 百万円（約 2 億円）の税金流出抑制効果となってあらわれている。川崎市としては、市民税として還流してくる部分があるとしても、一方で市債による利息負担を負いながら、他方において無利息融資を続けていることによって、これだけの経済的損失を被っていることになる。

この資金をもし、全額市債をもって充当していたとすれば、表（3-16）のように川崎市は 476 百万円を負担していることになる。

表（3-16）融資額に対する計算上の支払利息の計算値

（単位：百万円）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合 計
期中借入平残	7,080	6,726	6,018	5,310	4,602	—
計算上の利息	113	108	96	85	74	476

（注） 利率は上記に示した 1.6%で計算している。

5 年間で計算上の支払利息 476 百万円のほか、税金の支払い額 194 百万円、合計 670 百万円の経済的負担を行っているのは、川崎市民の立場に立つと不合理な経済的行為

であると考える。

多少なりとも利息を付すなり、あるいは平成 18 年 3 月 31 日現在川崎市からの融資金 4,248 百万円を上回る 5,103 百万円の有価証券を保有しているので、一定の金額の繰上返済（償還）を促すべきものと考える。しかし、実際のところ神奈川県からの無利息融資 1,443 百万円（平成 18 年 3 月 31 日現在・川崎市からの融資金 4,248 百万円に含まれている。）を受けていることや、無利息融資が民間金融機関等への外部信用補完の役割を果たしていることもあって、単純に有利息融資に切り替えることはできないということである。

意見（3-6）川崎地下街における新しい財務政策のあり方について

本件事案については、以下のようにふたつの考え方がある。

（1）キャッシュ・フロー計算書の財務分析と財務政策のあり方について

キャッシュ・フロー計算書を読む場合、① 本業で獲得した資金（営業活動によるキャッシュ・フロー）を、② 将来の事業拡張のための投資（投資によるキャッシュ・フロー）に使い、③ 過不足資金の調整（財務活動によるキャッシュ・フロー）を行ったというように、資金の流れを分析する。

本業で稼得した余裕資金（プラスの営業活動によるキャッシュ・フロー）から、現在の事業を維持するために投資活動を行った後の資金（マイナスの投資活動によるキャッシュ・フロー）を差し引いた「フリー・キャッシュフロー」は、自由に使える資金の余裕度を示し、大きければ大きい程、積極的な事業展開が可能となり、企業価値も高くなる。平成17年度においてフリー・キャッシュフローは、544百万円を計上することができた。

一般的には、フリー・キャッシュフローは、新規事業展開、自己資本の充実、有利利息負債の返済、増配等に使われるものである。川崎地下街は、無利息融資等により市の支援を受けている。

よって、公共目的の見地から、公共地下歩道や公共地下駐車場の安心・安全・快適性を高めること等にキャッシュ・フローの一部を使用することを含め、より積極的に社会（社会的責任の実行を含む）を見据えた財務政策のあり方を検討されたい。

（2）公共地下駐車場整備資金の有効（経済性）な運用について

川崎市は、川崎地下街に対して公共地下駐車場整備資金を貸与（無利息融資）している。融資残高は平成18年3月31日現在4,248百万円である。他方において川崎地下街は平成17年までの5年間で2,159百万円の納税を行っている。

一定の条件のもとに仮計算を行うと川崎市は5年間で計算上の支払利息476百万円のほか、税金の支払い額194百万円、合計670百万円の経済的負担を行っていることになる。

よって、① 川崎地下街が多額の納税会社となっていること、② 他方において川崎市が融資している公共地下駐車場整備資金は、実態としては、川崎市民の納税額その他の財源を基にして貸与していることになっているという視点を考慮し、川崎地下街の今後の収支状況を踏まえて経済的な取引（施設の整備や補修を充実させるなどの節税策を含む）を図られたい。

川崎地下街として、このようにふたつの考え方（経営政策）を慎重に検討して、未来の望ましい地下街整備を計画されたい。

5 現金および現金等に関する帳票（票）に対する有効な作成と管理について

平成 18 年 3 月 31 日における現金勘定明細書に記載されている内容は、次の表（3-17）に記載されているとおりである。

表（3-17）現金勘定明細書（平成 18 年 3 月 31 日）現在

（単位：円）

摘 要	金 額
小口現金	300,000
慶弔金	100,000
駐車場手元金	2,190,000
駐車場精算機釣銭	1,000,000
駐車場回数券釣銭	100,000
たばこ自販機釣銭	108,500
小切手（駐車場定期券代）	10,500
合 計	3,809,000

今回、駐車場手元金について監査を実施したところ、以下のような改善すべき諸点が発見された。

現金・預金等（小切手・手形・その他金銭に相当するものを含む）については、企業の内部統制の一環として、現業部署の責任者から決算日（毎月もしくは少なくとも半年に 1 回）ごとに残高を証明する書面「現金等保管（預り金）報告書」を作成して本社経理部に提出するべきものとする。

この書面には、一定の要件「日付、事業所名、在り高確認日、担当者名、あて先（報告書提出先）責任者名、金銭別残高」を記載したもので、企業の内部統制（現金等の有効な管理）上、必要な手続である。この書面の提出という行為（事務手続き）は、現業部門における担当者および責任者が自己の責任を報告するという意味でも必要なことである。

しかし、川崎地下街では、会計監査人の監査の折（平成 17 年度決算においては、平成 18 年 4 月 1 日）、監査人立会の上、担当者が現金を実査し「現金実査書」を作成して、監査人に提出することになっている。その写しを本部に提出しているにすぎない。

現状における手続は、企業の内部統制（現金等の取り扱いに関する統制）の有効性の確保もしくは維持の必要性から行っているものとは認められない。

また、これらの写しは、現金勘定明細書と No 等をもって整理（適切な照合可能性）されてもいない。帳票の管理としては、容易に照合できるように整理しておくべきものとする。

意見（3-7）現金および現金等に関する帳票（票）に対する有効な作成と管理について

現金・預金等については、企業の内部統制の一環として、現業部署の責任者から決算日ごとに「現金等保管（預り金）報告書」を作成して本社経理部に提出すべきものとする。

しかし、川崎地下街では、会計監査人の監査の折、監査人立会の上、担当者が現金を実査し「現金実査書」を作成して、監査人に提出することになっている。

現状における手続は、企業の内部統制の有効性の確保もしくは維持の必要性から行っているものとは認められない。

よって、有効に内部統制が機能するように、現業部署の管理者から提出を受けた「現金等保管（預り金）報告書」を現金勘定明細書と容易に照合可能な状況にして整理保管しておきたい。

<川崎冷蔵株式会社>

1 退職給与引当金の適切な会計処理について

川崎冷蔵は、平成 17 年度末（平成 18 年 3 月末）現在、退職給与引当金は、10,538 千円となっている。税法上、退職給与引当金は認められなくなったため、平成 16 年度、平成 17 年度と続けて 1,134 千円ずつ取り崩しを行っている。現在、全額を取り崩しを行うことを予定している。

平成 17 年度末現在、職員に対する期末退職金要支給額は、54,833 千円ある。退職金は、あくまでも過去の労働に対する対価（過去勤務費用）であるので、税法上の容認（損金算入）いかんによって計上の有無を判断すべきものではない。したがって、退職給与引当金を計上すべきである。

なお、税法上容認されることは、会計方針（課税所得発生時の節税効果）の採用上、重要な要素であるため「退職給与年金等の制度の採用」等を検討していく必要がある。

指 摘（3-7）退職給与引当金の適切な会計処理の実施について

平成 17 年度末（平成 18 年 3 月末）現在、退職給与引当金は、10,538 千円となっており、全額を取り崩していくことにしている。

平成 17 年度末現在、職員に対する期末退職金要支給額は、54,833 千円ある。退職金は、あくまでも過去の労働に対する対価（過去勤務費用）である。

よって、退職給与引当金を計上されたい。

2 納税引当金の適切な措置について

川崎冷蔵は、平成 17 年度末（平成 18 年 3 月 31 日）現在、納税引当金が 5,680 千円ある。少なくとも 5 年間以上、この金額がそのまま貸借対照表・負債の部に計上（表示）されている。過去 5 年間、当期純利益は発生しているが、過去の青色欠損金があったため均等割額を除き法人税等の納付は発生していない。したがって、納税引当金は不要であり、取り崩すべきものであった。

今後、将来において課税所得が発生して法人税等の納付が必要になった場合、改めて法人税等（損益計算書・借方）、未払法人税等（貸借対照表・貸方）を計上すべきものとする。

現在、一般的には納税引当金という勘定科目は使用していないので、未払法人税等という科目を使用すべきものとする。

指 摘（3-8）納税引当金の適切な措置について

平成 17 年度末（平成 18 年 3 月 31 日）現在、納税引当金が 5,680 千円あるが、均等割額を除き法人税等の納付は発生していない。

よって、納税引当金は不要であるので、取り崩しをされたい。

3 賞与引当金の会計処理の実施について

川崎冷蔵は、賞与引当金を計上していない。

賞与については、「貸金規程」第 17 条（算定期間と支払方法）に、以下のように定めている。

6 月支給 前年 12 月 1 日～当年 5 月 31 日

12 月支給 当年 6 月 1 日～当年 11 月 30 日

したがって、3 月 31 日現在、前年 12 月 1 日～当年 3 月 31 日までの期間に対応する 4 ヶ月相当分の潜在的債務が存在していることになる。

平成 18 年 6 月の賞与の支給総額は 9,409 千円であったので、その 4/6 相当額の 6,272 千円の未払債務が存在し、貸借対照表上、同額だけ債務が過小（簿外債務の発生）に表示されていることになる。

したがって、今後、賞与引当金を計上する必要がある。税法上、賞与引当金（賞与支給見込額の当該事業年度分）の計上は認められていない。しかし、個人別未払額（要個人あて通知）が計算されていれば、未払賞与として認容されることになっている。

指 摘（3-9）賞与引当金の会計処理の実施について

川崎冷蔵は、賞与引当金を計上していない。

3 月 31 日現在、前年 12 月 1 日～当年 3 月 31 日までの期間に対応する 4 ヶ月相当分の潜在的債務が存在している。

平成 17 年度の決算においては、平成 18 年 6 月の賞与の支給総額は 9,409 千円であったので、その 4/6 相当額の 6,272 千円の未払債務があったことになる。

よって、今後、賞与引当金として必要な額を計上されたい。

4 繰延資産に係る適切な会計処理と科目表示について

川崎冷蔵において繰延資産に計上されているもののうち繰延資産に該当しないもの、すなわち、会計処理（計上科目）に誤りがあった。その内容は、次の表（3-18）のとおりである。

表（3-18）計上科目および修正一覧表

（単位：円）

貸借対照表	費 目	金 額	修正後の計上科目
施設整備費	スロープ設置費用	68,502	建物附属設備
	設 備 工 事 費 用	199,224	機械装置
開 発 費	ソフト関連費用	35,644,978	ソフトウェア

（注）1 金額は、平成18年3月末の帳簿価額である。

2 建物附属設備と機械装置は有形固定資産に所属する。

3 ソフトウェアは無形固定資産に所属する。

計上科目（会計処理）が誤っていれば、貸借対照表が正しい財政状態を示すことができないことになる。また、償却計算にも影響を及ぼし、損益計算書が正しい経営成績を示すこともできないことになる（償却計算への具体的な影響額については、前述した中央卸売市場・指摘事項「北部市場と川崎冷蔵株式会社を含めた総合的運営の視点から見た場合の望まれる一体的経営のあり方について」に記載してある）。

したがって、適切な会計処理並びに適切な科目表示を行うべきである。

指 摘（3-10）繰延資産に係る適切な会計処理と科目表示について

繰延資産について適切な会計処理（計上科目）が行われていなかった。計上科目が誤っていれば貸借対照表が正しい財政状態を示すことができず、また、償却計算にも影響を及ぼし、損益計算書が正しい経営成績を示すこともできなくなる。

よって、適切な会計処理並びに適切な科目表示を実施されたい。